

議 第26号

上水道事業会計予算書

檣 原 市

令和3年度橿原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	49,870 戸
(2) 年間総給水量	13,363,000 m ³
(3) 一日平均給水量	36,611 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,363,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業	892,627 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,321,153 千円
第1項 営 業 収 益	3,068,747 千円
第2項 営 業 外 収 益	252,406 千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,156,945 千円
第1項 営 業 費 用	2,829,447 千円
第2項 営 業 外 費 用	83,216 千円
第3項 特 別 損 失	242,282 千円
第4項 予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額999,607千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,651千円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金924,956千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	206,094 千円
第1項 補 助 金	47,500 千円
第2項 分担金及び負担金	158,594 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,205,701 千円
第1項 建 設 改 良 費	951,194 千円
第2項 企業債償還金	251,327 千円
第3項 国庫補助金返還金	3,180 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

231,844千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
配水設備	白樫配水場 配水池 (P. C)	1基	解体撤去

令和3年3月5日提出

樫原市長 亀田 忠彦